



児童虐待の現状と 課題について考える

～Ⅳ. 家庭への養育支援と児童虐待防止～

和歌山信愛大学 わかやま子ども学総合研究センター長

桑原 義登

桑原 義登（くわはら よしと）：和歌山県有田市在住

1970年～2002年：和歌山県職員、2002年～2015年：和歌山信愛女子短期大学助教授、相愛大学教授・同名誉教授を経て、2019年4月から和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授。

和歌山県臨床心理士会会長、日本臨床心理士会代議員、日本心理臨床学会代議員、日本子どもの虐待防止学会代議員、和歌山県教育委員会委員等を歴任。和歌山県社会福祉審議会委員等、NPO法人和歌山子どもの虐待防止協会会長、NPO法人子どもセンターるーも副理事長等。

研究業績：「被虐待児童の児童養護施設等での処遇改善に関する調査研究」（2012-2014文部科学省科学研究費助成）等

はじめに

児童福祉法第2条に「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」とあり、国民にその責務があることを謳っています。児童の保護者が第一義的にその責務を負うとともに、行政も国民もその責務を担っていることとなります。

どの子どもも平等で健全に養育される権利があり、私たち国民はその義務を負っているのです。児童虐待への対応はこの考え方から出発しています。児童虐待相談対応件数が急増する中で、行政と国民が一体となった児童虐待防止に向けた取り組みが必要になってい

ます。

児童虐待を防止して、子どもを健全に養育していくためには、先ず、在宅での養育支援に力を注ぐ必要があります。行政施策としては働きながら子育てができる保育所の充実などの多くの子育て支援施策が用意されています。

一方で家庭での養育が困難な子どもや児童虐待を受けた子どもの処遇に関しては実親から分離して、家庭に代わって養育を行う社会的養護施策（里親委託による養育と施設での養育）があります。

家庭養育での子育て支援施策及び里親や施設養育での社会的養護施策が充実することにより、全ての子どもへの権利や最善の利益が優先され、健全に養育される環境の整備が進められています。

これらの養育施策の目指すところや現状・課題についてご理解い

ただくことにより、子どもの健全な育成を推進していく必要があります。また、児童虐待防止は行政と国民の責務であるとの自覚をもって、企業などの協力も得ながら官民一体となった人権運動としての取り組みが必要であると考えています。

子育て支援施策は市町村を中心に実施されており、社会的養護施策は児童相談所を中心に実施されています。

この市町村が行う子育て支援施策と児童相談所が行う社会的養護施策が連携して機能することにより児童虐待への対応が充実して行くものと考えています。

今回は連携した児童虐待防止活動の重要性と市町村が行っている在宅での子育て支援施策について紹介をさせていただきます。